

鹿児島県防災対策基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 災害予防対策

第1節 県民，自主防災組織及び事業者

第1款 県民（第8条—第12条）

第2款 自主防災組織（第13条—第17条）

第3款 事業者（第18条—第20条）

第2節 市町村及び県（第21条—第31条）

第3章 災害応急対策

第1節 県民，自主防災組織及び事業者（第32条—第35条）

第2節 市町村及び県（第36条—第39条）

第4章 災害復旧・復興対策（第40条—第42条）

第5章 防災対策の計画的な推進等（第43条—第45条）

附則

鹿児島県は、その地理的特性から集中豪雨や台風による甚大な被害を受けてきた歴史がある。

平成5年の鹿児島豪雨災害や平成9年の針原川土石流災害、県北西部地震、平成18年の県北部豪雨災害などにより、多くの県民の尊い命と貴重な財産が失われた。

また、11の活火山を有し、桜島の大正噴火に代表される火山災害も、身近に迫る脅威として存在している。

防災対策については、これまで災害対策基本法や地域防災計画等に基づいて、県、市町村及び防災関係機関を中心に行われてきたが、被害を最小限度にとどめるには、これらの機関による防災対策の充実はもとより、県民自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備え、適切な対応をとることが極めて重要である。

ここに、私たちは、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」、市町村、県及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」を基本として、県民等、市町村、県及び防災関係機関が、それぞれの役割と責任のもとに相互に連携し、及び協働して防災対策を着実にを行うことにより、県民が安心して生活することができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、県民等、市町村及び県の責務等を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に

強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し，災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ，及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- (3) 防災関係機関 国，災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する指定公共機関，同条第6号に規定する指定地方公共機関，公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (4) 事業者 市町村，県及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者をいう。
- (5) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 県民等 県民，事業者，自主防災組織及び地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は，県民が自らの身は自ら守る自助，地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する共助，市町村，県及び防災関係機関が県民の生命，身体及び財産を守るために行う公助を基本として，県民等，市町村，県及び防災関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに，相互に連携し，及び協働して行われなければならない。

(県民，事業者及び自主防災組織の責務)

第4条 県民及び事業者は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，自らの防災対策を行うとともに，市町村，県及び防災関係機関と連携し，及び協働するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は，基本理念にのっとり，地域における防災対策を行うとともに，市町村，県及び防災関係機関と連携し，及び協働するよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 県は，基本理念にのっとり，市町村を包括する広域の地方公共団体として，災害から県民の生命，身体及び財産を守るため，県民等，市町村及び防災関係機関と連携し，及び協働して防災対策を行うとともに，必要な総合調整を行う責務を有する。

(市町村への要請)

第6条 県は，市町村に対し，基本理念にのっとり，基礎的な地方公共団体として，災害から当該市町村の住民の生命，身体及び財産を守るため，当該市町村の住民，事業者，自主防災組織及び地縁による団体（以下「住民等」という。），他の市町村，県並びに防災関係機関と連携し，及び協働して防災対策を行うよう求めるものとする。

2 県は，市町村に対し，この条例に規定する災害予防対策に係る市町村の施策，災害応急対策に係る市町村の施策，災害復旧・復興対策に係る市町村の施策及び防災対策

の計画的な推進等に係る市町村の施策を当該市町村の地域防災計画（法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に定め、及び行うよう求めるものとする。

（防災対策を行う上での配慮）

- 第7条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、高齢者、障害者その他の者で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）に十分配慮して防災対策を行うとともに、市町村に対し、要援護者に十分配慮して防災対策を行うよう求めるものとする。
- 2 県は、災害時に交通が途絶し、及び電気通信を利用することができなくなるおそれのある地区（以下この項において「孤立地区」という。）に十分配慮して防災対策を行うとともに、市町村に対し、孤立地区に十分配慮して防災対策を行うよう求めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民、自主防災組織及び事業者

第1款 県民

（防災知識の習得等）

- 第8条 県民は、防災に関する研修及び防災訓練への参加その他の防災に関する活動により、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- 2 県民は、自らが生活する地域において、自主防災組織、市町村、県及び防災関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生するおそれがある箇所（以下「災害危険箇所」という。）、避難場所、避難の経路及び避難の方法を把握するよう努めるものとする。

（建築物等の所有者等の防災対策）

- 第9条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修し又は撤去するよう努めるものとする。
- 2 県民は、家具の転倒、窓ガラスの飛散等による被害の発生を防止するよう努めるものとする。
- 3 災害危険箇所の所有者又は管理者は、その所有し又は管理する災害危険箇所が危険である旨を表示することその他の必要な防災対策を行うよう努めるものとする。
- 4 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強し又は撤去するよう努めるものとする。

（物資の備蓄等）

- 第10条 県民は、災害の発生に備えて、必要な物資を備蓄するとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保するよう努めるものとする。

（自主防災組織への参加等）

- 第11条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(要援護者による情報の提供)

第 12 条 要援護者は、市町村、自主防災組織その他の要援護者の避難を支援する機関に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

第 2 款 自主防災組織

(防災に関する研修等の実施)

第 13 条 自主防災組織は、防災に関する研修及び防災訓練に積極的に参加するとともに、自らも防災に関する研修及び防災訓練を行うように努めるものとする。

(災害危険箇所の把握等)

第 14 条 自主防災組織は、市町村、県及び防災関係機関が提供する災害危険箇所その他の防災に関する情報を活用して、地域の災害危険箇所、避難場所、避難の経路、避難の方法その他の避難に必要な事項を把握するように努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した事項その他の防災に関する情報を示した地域の地図を作成するとともに、当該自主防災組織が活動を行う地域の住民（以下「地域住民」という。）に周知するように努めるものとする。

(地域における情報伝達体制の整備)

第 15 条 自主防災組織は、災害時に地域住民に確実に情報を伝達するための体制の整備に努めるものとする。

2 前項の場合において、自主防災組織は、要援護者に十分配慮するように努めるものとする。

(地域における避難体制の整備)

第 16 条 自主防災組織は、災害時に地域住民が早めに避難するための体制の整備に努めるものとする。

2 前項の場合において、自主防災組織は、要援護者に十分配慮するように努めるものとする。

(物資の確保)

第 17 条 自主防災組織は、災害時に必要な物資を地域の実情に応じて確保するように努めるものとする。

第 3 款 事業者

(防災に関する研修等の実施)

第 18 条 事業者は、防災対策の責任者を定めるとともに、従業員に対し必要な防災に関する研修及び防災訓練を行うように努めるものとする。

2 事業者は、あらかじめ災害時の従業員及び来訪者の安全の確保に配慮しておくとともに、災害時における事業を継続するための計画を作成するように努めるものとする。

(自主防災組織等への協力)

第 19 条 事業者は、自主防災組織、市町村、県及び防災関係機関が行う災害予防対策に

協力するよう努めるものとする。

(防災教育の実施)

第20条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を設置し，又は管理する者は，教育を受ける者が災害時に自らの安全を確保することができるよう防災に関する知識を習得させるとともに，防災訓練を行うよう努めるものとする。

第2節 市町村及び県

(災害予防対策に係る市町村の施策)

第21条 第6条第2項の「災害予防対策に係る市町村の施策」とは，次に掲げるものをいう。

- (1) 住民等に防災に関する知識を普及し，住民等の防災意識の高揚を図るとともに，防災訓練を行うこと。
- (2) 災害危険箇所，避難場所その他の防災に関する情報を示した当該市町村の区域に係る地図を作成するとともに，住民等に周知すること。
- (3) 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに，自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行うこと。
- (4) 災害時における災害の状況に関する情報及び避難の勧告その他の避難のための措置に関する事項を住民等に伝達し，並びに住民等から災害の状況及び安否情報その他の避難の状況に関する情報を収集するための手段を講ずること。
- (5) 避難の勧告その他の避難のための措置の基準及び避難場所その他の避難のために必要な事項を定めるとともに，住民が早めに避難するための計画を作成し，及び住民等に周知すること。
- (6) 災害時における避難場所の運営について，避難場所の運営計画（以下「避難所運営計画」という。）を作成するとともに，住民等に周知すること。
- (7) 要援護者を把握するとともに，要援護者の避難を支援するための体制を整備すること。
- (8) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに，確保すること。
- (9) 災害時において，傷病者に医療を行い救護するための体制（以下「医療救護体制」という。）を整備すること。
- (10) 災害応急対策に必要な物資及び人員を輸送するための体制を整備すること。
- (11) 災害時における事業者，他の市町村及び防災関係機関との連携に関する協定を締結すること。
- (12) 当該市町村の区域において，ボランティアによる防災活動（以下「防災ボランティア活動」という。）の支援を行う団体（以下「支援団体」という。）及び防災ボランティア活動を行う団体と連携するとともに，防災ボランティア活動に必要な場所及び情報の提供その他の防災ボランティア活動を支援するための体制を整備すること。
- (13) 住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに，防災ボランティア活動を行うために必要な知識を普及すること。
- (14) 当該市町村が所有し，又は管理する災害時の避難場所その他の災害時の利用が見込まれる施設について，点検を定期的に行い，計画的な耐震改修その他の災害時の利用の目的を達するために必要な整備を行うこと。
- (15) 当該市町村が所有し，又は管理する道路，港湾，河川，公園等の施設について，

防災上の観点から、点検を定期的に行うとともに、計画的な補修その他の防災上必要な措置を行うこと。

- (16) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域の実情に応じて、災害予防対策を行うこと。

(防災意識の高揚等)

第 22 条 県は、県民等に防災に関する知識を普及し、県民等の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を行うものとする。

- 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策（前条第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。）を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

(地域防災推進員の育成等)

第 23 条 県は、各市町村における自主防災組織の結成及び活動を推進する者（次項において「地域防災推進員」という。）の育成を行うものとする。

- 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策（第 21 条第 3 号に掲げるものに限る。）について、地域防災推進員と市町村との連携を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

(情報伝達体制の整備等)

第 24 条 県は、災害時における気象及び災害の状況に関する情報を収集し、これを市町村及び防災関係機関に伝達するための手段を講ずるものとする。

- 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策（第 21 条第 4 号に掲げるものに限る。）を支援するため、報道機関と連携するものとする。

(広域的な避難体制の整備等)

第 25 条 県は、広域的な避難が必要となる場合に備えて、市町村及び他の都道府県と連携して、広域的な避難体制を整備するものとする。

- 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策（第 21 条第 5 号及び第 6 号に掲げるものに限る。）を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

(物資の備蓄等)

第 26 条 県は、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに、市町村、他の都道府県、防災関係機関又は事業者と連携して、当該物資を確保するものとする。

(広域的な医療救護体制の整備等)

第 27 条 県は、災害時に入院による医療及び高度な医療の必要な傷病者を収容する拠点となる医療機関を指定するなどして、広域的な医療救護体制を整備するとともに、災害時における医療機関の被害の状況に関する情報の収集及び伝達のための体制を整備するものとする。

(広域的な輸送体制の整備)

第 28 条 県は、災害応急対策に必要な物資及び人員を広域的に輸送するために必要となる道路、港湾その他の輸送施設及び自動車、船舶その他の輸送手段を確保するなどして、災害時における広域的な輸送体制を整備するものとする。

(広域的な連携体制の整備)

第 29 条 県は、他の都道府県、防災関係機関又は事業者と広域的な連携に関する協定を締結するなどして、災害時に速やかに被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うために必要な体制を整備するものとする。

(防災ボランティア活動への支援等)

第 30 条 県は、支援団体及び防災ボランティア活動を行う団体と連携し、災害時に防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われる体制を整備するものとする。

2 県は、支援団体と連携し、県民に防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティア活動を行うために必要な知識を普及するものとする。

3 県は、支援団体が行う防災ボランティア活動を行う者の活動の調整に関する知識その他の防災ボランティア活動に必要な事項に関する知識を有する者の育成を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

(公共施設の整備)

第 31 条 県は、その所有し、又は管理する災害時の避難場所その他の災害時の利用が見込まれる施設について、点検を定期的に行い、計画的な耐震改修その他の災害時の利用の目的を達するために必要な整備を行うものとする。

2 県は、その所有し、又は管理する道路、港湾、河川、公園等の施設について、防災上の観点から、点検を定期的に行うとともに、計画的な補修その他の防災上必要な措置を行うものとする。

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 県民、自主防災組織及び事業者

(避難及び避難場所)

第 32 条 県民は、災害時において、自ら防災に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは、自主防災組織及び地縁による団体と連携して、自主的に避難するほか、避難の勧告その他の避難のための措置に速やかに応じて行動するよう努めるものとする。

2 避難場所に滞在する者は、避難所運営計画に従い、相互に協力して生活を営むとともに、避難の勧告その他の避難のための措置がなされている場合には、当該措置が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(災害時の被害拡大の防止)

第 33 条 県民は、災害時において、新たな被害の発生又は被害の拡大を防ぐため、災害危険箇所近づかないよう努めるものとする。

(自主防災組織の災害応急対策)

第 34 条 自主防災組織は、災害時において、防災に関する情報の収集及び地域住民への伝達、避難誘導、救助その他の災害応急対策を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の災害応急対策)

第 35 条 事業者は、災害時において、従業員及び来訪者の安全を確保するとともに、地域の住民の安全の確保に資するため、防災に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、

救助その他の災害応急対策を積極的に行うよう努めるものとする。

第2節 市町村及び県

(災害応急対策に係る市町村の施策)

第36条 第6条第2項の「災害応急対策に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害時において、迅速かつ的確な避難、救助及び医療その他の災害応急対策のために必要な体制を速やかに確立し、災害応急対策を行うこと。
- (2) 災害時において、災害及び防災に関する情報を迅速かつ的確に収集し、住民等に伝達すること。
- (3) 災害時において、ボランティアの受入れ及び防災ボランティア活動が円滑に行われるために必要な体制を速やかに確立すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該市町村の地域の実情に応じて、災害応急対策を行うこと。

(応急体制の確立等)

第37条 県は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助及び医療その他の災害応急対策のために必要な体制を速やかに確立し、災害応急対策を行うものとする。

(災害時の情報の収集及び伝達)

第38条 県は、災害時において、災害及び防災に関する情報を迅速かつ的確に収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するとともに、報道機関と連携して県民等に伝達するものとする。

(災害時の支援団体の活動への支援)

第39条 県は、災害時において、ボランティアの受入れ及び防災ボランティア活動が円滑に行われるために必要な体制を速やかに支援団体が確立することができるようにするため、情報の提供を行うものとする。

第4章 災害復旧・復興対策

(災害復旧・復興対策に係る市町村の施策)

第40条 第6条第2項の「災害復旧・復興対策に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 被災者の生活の再建及び事業の継続を支援するための窓口の設置その他の被災者への支援対策を行うこと。
- (2) 当該市町村が所有し、又は管理する道路、水道、下水道その他の住民生活に不可欠な公共施設の被害に関する調査を行うとともに、速やかに災害復旧・復興対策を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該市町村の地域の実情に応じて、災害復旧・復興対策を行うこと。

(生活に不可欠な施設の管理者の相互連携)

第41条 電気若しくはガスを供給するための施設、水道施設、下水道施設、電気通信を

行うための施設又は道路の管理者は、復旧に係る工事を行うときは、相互に連携するよう努めるものとする。

(災害復旧・復興対策の実施等)

第42条 県は、災害が発生した場合において、速やかに災害復旧・復興対策を行うものとする。

2 県民は、自らの生活の再建及び地域の災害の復旧・復興に努めるものとする。

第5章 防災対策の計画的な推進等

(防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策)

第43条 第6条第2項の「防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法令及びこの条例に基づく市町村の防災対策の内容について定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するとともに、その結果を公表すること。
- (2) 当該市町村が所有し、又は管理する施設の耐震改修その他の防災対策の目標を定めるとともに、公表すること。
- (3) 第45条第1項の県民防災週間において、住民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図ること。

(防災対策の内容の検討等)

第44条 県は、法令及びこの条例に基づく自らの防災対策の内容について定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するとともに、その結果を公表するものとする。

2 県は、その所有し、又は管理する施設の耐震改修その他の防災対策の目標を定めるとともに、公表するものとする。

(県民防災週間)

第45条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

2 前項の県民防災週間は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。